主 文

本件上告を棄却する。

当審における未決勾留日数中百日を本刑に算入する。

理 由

被告人の上告趣意(後記)は、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を 精査しても同四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、刑法二一条により主文のとおり決定する。 この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年一一月一九日

最高裁判所第二小法廷

茂			山	栗	裁判長裁判官
重		勝	谷	小	裁判官
郎		八	田	藤	裁判官
郎	_	唯	村	谷	裁判官